

## 役員及び評議員の退任による金品支給規程

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人清峯会(以下「法人」という。)役員及び評議員の退任による金品に関し必要な事項を定めるものとする。

(金品の範囲)

第2条 金品の範囲は、次の表による。

役職名 勤務年数	2年未満	3年以上4年未満	4年以上
理事長	30,000円	60,000円	120,000円
副理事長	20,000円	50,000円	80,000円
理事	10,000円	20,000円	40,000円
評議員	10,000円	20,000円	40,000円
監事	10,000円	20,000円	40,000円

(補則)

第3条 この規程に定めるもののほか、必要な事項はその都度評議員会が定める。

附則

この要綱は、平成 9年10月 1日から施行する。

平成29年 4月 1日 一部改正

平成30年12月20日 一部改正